

不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
<p>教育庁 教育振興室高等 学校課</p>	<p>下記について、特別休暇（親族の喪に服する場合）の対象とならないものを承認していた。</p> <table border="1" data-bbox="537 527 1394 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="537 527 890 596">続柄</th> <th data-bbox="890 527 1394 596">休暇承認日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="537 596 890 674">配偶者のおじ</td> <td data-bbox="890 596 1394 674">平成29年8月31日及び同年9月1日</td> </tr> </tbody> </table>	続柄	休暇承認日	配偶者のおじ	平成29年8月31日及び同年9月1日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (特別休暇) 第15条 任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合 人事委員会規則で定める期間</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則】 (特別休暇) 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>別表第5（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1590 1304 2199 1602"> <thead> <tr> <th data-bbox="1590 1304 2080 1339">死亡した者</th> <th data-bbox="2080 1304 2199 1339">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1590 1339 2080 1371">父母、配偶者、子</td> <td data-bbox="2080 1339 2199 1371">7日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1371 2080 1436">祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td data-bbox="2080 1371 2199 1436">3日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1436 2080 1602">孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td> <td data-bbox="2080 1436 2199 1602">1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 4 遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。</p>	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日	<p>検出事項について、特別休暇を取り消し、年次休暇として処理を行った。 また、教育振興室の職員全員に「服喪休暇に係る親族図（平成22年1月1日制度改正後）」をメール送信し、周知を図った。 今後は、庶務担当者が毎月の出勤簿チェックを行う際、服喪休暇の記載内容の確認を行うこととした。</p>
続柄	休暇承認日														
配偶者のおじ	平成29年8月31日及び同年9月1日														
死亡した者	日数														
父母、配偶者、子	7日														
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日														
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日														

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月4日から同年7月10日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
旭高等学校	<p>職員等が物品購入のため購入先店舗へ出張する際、及び借上車（タクシー）を使用して生徒を病院へ搬送するための付添いを行う際に、旅行命令手続を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="468 577 1418 903"> <thead> <tr> <th>旅行日</th> <th>出発地</th> <th>目的地</th> <th>用務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年10月31日 (非常勤職員1名)</td> <td>旭高等学校</td> <td>茨木市上郡2丁目</td> <td>物品購入</td> </tr> <tr> <td>平成30年2月28日 (職員2名)</td> <td>旭高等学校 借上車（タクシー） 使用</td> <td>大阪市都島区東野田町2丁目</td> <td>生徒の搬送</td> </tr> </tbody> </table>	旅行日	出発地	目的地	用務	平成29年10月31日 (非常勤職員1名)	旭高等学校	茨木市上郡2丁目	物品購入	平成30年2月28日 (職員2名)	旭高等学校 借上車（タクシー） 使用	大阪市都島区東野田町2丁目	生徒の搬送	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【職員の旅費に関する条例】</b> (旅行命令等) 第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行われなければならない。 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p> <p><b>【大阪府立高等学校等処務規程】</b> (出張) 第13条 校長は、公務のため職員を出張させようとするときは、前日までに所要の手続をしなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。</p> </div>	<p>タクシー使用の場合も出張の手続が必要であることを職員に周知徹底した。 今後は、法令等に基づき適正な事務処理を行う。</p>
旅行日	出発地	目的地	用務												
平成29年10月31日 (非常勤職員1名)	旭高等学校	茨木市上郡2丁目	物品購入												
平成30年2月28日 (職員2名)	旭高等学校 借上車（タクシー） 使用	大阪市都島区東野田町2丁目	生徒の搬送												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年5月23日）